

東海市の福祉有償運送の現況等について

1 概要

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスで、事業の実施にあたっては、運輸支局長等の行う登録を受ける必要がある。

2 運送の区域

運営協議会の協議が調った市町村を単位とし、旅客の運送の発地又は着地のいずれかが運送の区域内にあることが必要。

3 旅客の範囲

次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人。

① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者

4 対価（目安）

① 運送の対価

→ タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること

原則として、距離制、時間制、定額制の中から選択する。

② 運送の対価以外の対価

→ 実費の範囲内であること

・迎車回送料金

・待機料金

・その他（介助料、添乗料、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など）

ただし、入会金、年会費、月会費等は、対価に含まれない。

5 知多北部福祉有償運送運営協議会

知多北部地区におけるNPO法人等による福祉有償運送の実施に当たり、その必要性、安全の確保及び利用者の利便の確保等を協議するため、東海市、大府市、知多市及び東浦町が共同で設置する。

6 課題

- ・旅客の範囲は、「他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、・・・」とあるが、困難か困難でないか判断するのは誰が主体で行うのか
- ・福祉有償運送の存在があまり知られていない

7 関連事項

- ・地域支えあい活動団体

市内で隣保活動、高齢者福祉に資する活動等、以下に定める事業を行う団体

◎隣保活動等による地域の見守り
◎ボランティア等による日常生活の援助
◎サロンの実施等による外出の機会及び住民同士の交流の場の創出
◎市長が認める地域の高齢者福祉に資する活動

全22団体のうち、買い物や通院等の移動支援を行っているのは4団体

(平成30年6月現在)

- ・こころんサポート（社会福祉協議会）

日常生活の困りごとを会員同士で解決するための有償ボランティア事業

【支援内容】送迎、買い物、草取り、電球交換、掃除 等

現在、富木島ふれあいコミュニティでモデルとして実施中